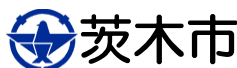


第6次茨木市総合計画 第2期実施計画

令和8年度
(2026年) ~ 令和12年度
(2030年)

令和8年4月



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

目 次

第 1 実施計画の概要

1 実施計画の位置づけ	1
2 計画期間と計画の運用	2
3 施策体系	2

第 2 第 1 期実施計画

1 実施計画の見方	4
2 総括表	5
3 第 1 期実施計画	6
(1) 【まちの将来像 1】健康・福祉	6
(2) 【まちの将来像 2】子育て・教育	22
(3) 【まちの将来像 3】文化・市民活動	39
(4) 【まちの将来像 4】安全・安心	55
(5) 【まちの将来像 5】産業・都市	65
(6) 【まちの将来像 6】環境	87
(7) 【まちの将来像 7】行財政運営	95

第1 実施計画の概要

1 実施計画の位置づけ

第6次茨木市総合計画は、次の3層で構成されています。

- ◎基本構想：まちの将来像とそのめざすべき方向性を示す。
- ◎基本計画：基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、財政計画を示す。
- ◎実施計画：基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示す。

実施計画は、総合計画に掲載されている各施策を効果的に進めていくために、施策評価の結果をはじめ、社会情勢や財政状況を踏まえつつ、具体的な事業の計画を作成するもので、予算編成や事業執行の指針となるとともに、市の取り組む事業について市民に分かりやすく伝えることにより、行政の説明責任を果たすものです。

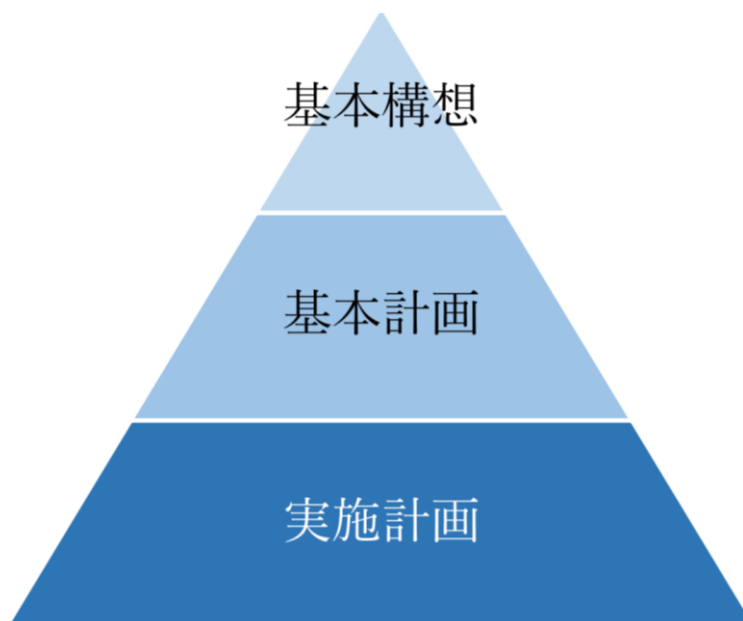


図1 第6次茨木市総合計画の体系図

2 計画期間と計画の運用

実施計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、第6次茨木市総合計画の進行管理手法である施策評価の結果等を踏まえ、ローリング方式[※]で、毎年度、計画内容の見直しを行い公表します。

※ ローリング方式：社会情勢や財政状況の変化への対応、進捗状況の確認を行い、事業の立案、見直しや計画の修正を転がすように定期的に行っていく手法のこと。

3 施策体系

第6次茨木市総合計画基本構想を実現するための、前期基本計画における施策体系は以下のとおりです。

【各将来像の施策】		
【将来像1】	健康・福祉	地域福祉 高齢福祉 障害福祉 健康づくり・地域医療
【将来像2】	子育て・教育	子育て 教育
【将来像3】	文化・市民活動	生涯学習 スポーツ 文化芸術 人権・ダイバーシティ つながり
【将来像4】	安全・安心	防災 消防・救急 防犯・消費者教育

【各将来像の施策】

【将来像5】

産業・都市

交通

産業・観光・労働

都市計画

住環境

【将来像6】

環境

脱炭素

自然環境

資源循環

生活環境

【将来像7】

行財政運営

行政運営

財政運営

第2 第2期実施計画

1 実施計画の見方

第6次茨木市総合計画基本構想を実現するための、令和8年度以降の新規・拡充等事業を示します。

<実施計画の見方>

1 施策の概要

1	施策	1-1 地域福祉																		
2	対応するSDGs	       																		
3	施策の方向性	<p>複雑化、複合化する多様なニーズに対し、重層的な支援体制のもと包括的に伴走するとともに、市民や団体、事業者等が主体的に協働して活躍できるよう支援することにより、お互いが支え合える地域共生のまちづくりをめざします。</p> <p>また、支援を必要とする市民に対し、様々なサービスの適切な提供や、生活保護の適切な実施などにより、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。</p>																		
4	取組	<table border="1"> <tr><td>1-1-1</td><td>お互いにつながり支え合える地域づくり（地域福祉）</td></tr> <tr><td>1-1-2</td><td>健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり（地域福祉）</td></tr> <tr><td>1-1-3</td><td>憩える 参加できる 活躍できる地域づくり（地域福祉）</td></tr> <tr><td>1-1-4</td><td>一人ひとりの権利の尊重（地域福祉）</td></tr> <tr><td>1-1-5</td><td>情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり（地域福祉）</td></tr> <tr><td>1-1-6</td><td>持続可能な社会保障の推進（地域福祉）</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	1-1-1	お互いにつながり支え合える地域づくり（地域福祉）	1-1-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり（地域福祉）	1-1-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり（地域福祉）	1-1-4	一人ひとりの権利の尊重（地域福祉）	1-1-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり（地域福祉）	1-1-6	持続可能な社会保障の推進（地域福祉）						
1-1-1	お互いにつながり支え合える地域づくり（地域福祉）																			
1-1-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり（地域福祉）																			
1-1-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり（地域福祉）																			
1-1-4	一人ひとりの権利の尊重（地域福祉）																			
1-1-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり（地域福祉）																			
1-1-6	持続可能な社会保障の推進（地域福祉）																			

施策ごとに基本計画の内容を記載しています。

2 新規・拡充事業等

	事業名	1-1-1 総合保健福祉計画推進事業	担当課	地域福祉課ほか
	現状	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、3年ごとに策定が必要である。		
	目指す成果 (配属例) ○を達成する。 ○をめざす。など	すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを実現する。	方向性	R8 臨時拡充
1	内容 (配属例) ○を実施する。 ○を交付する。など	① 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について次期計画を策定する。	R9	継続
		② 令和10年度に次期総合保健福祉計画（第4次）アンケート調査を実施する。	R10	臨時拡充
		③ 令和11年度に次期総合保健福祉計画（第4次）を策定する。	R11	臨時拡充
		④	R12	継続

施策ごとに令和8年度以降に実施する各事業の事業目的や内容、事業の方向性等を記載しています。

前年度と比較した事業の方向性（令和9年度以降は見込み）を、次の8種類で示しています。

- 新規：新規事業として実施
- 継続：おおむね前年度と同様の事業内容で実施
ただし、当該年度の前年度が「臨時拡充」の場合は、臨時拡充前時点と比較した方向性
- 拡充：対象や事業内容の見直しにより、事業規模を拡充して実施
- 臨時拡充：単年度など期間を限定し、事業内容を拡充して実施
- 縮小：対象や事業内容の見直しにより、事業規模を縮小して実施
- 廃止：事業を廃止する場合（事業実施最終年度の翌年度に表示）
- 完了：事業が完了する場合（事業実施最終年度に表示）
- 新規完了：新規で実施し、単年度で完了する場合

※事業の方向性は現段階の見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更となる場合があります。

2 総括表

第2期実施計画における、令和8年度の新規・拡充等事業の集計は次のとおりです。

	事業数			
	新規	拡充等	縮小・完了等	
将来像 1	42	9	28	5
将来像 2	56	13	36	7
将来像 3	45	9	32	4
将来像 4	23	5	16	2
将来像 5	70	5	63	2
将来像 6	13	1	12	0
将来像 7	28	5	20	3
計	277	47	207	23